

一般財団法人 日本中央競馬会弘済会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本中央競馬会弘済会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本中央競馬会及びその関係団体の役職員及び退職者等(会員及び会員であった者に限る。以下「会員等」という。)の福利の増進を図るとともに、中央競馬及び畜産の健全な発展並びに馬事文化の普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員等の福利厚生に関する事業
- (2) 中央競馬の健全な発展に協力する事業
- (3) 畜産の奨励、改良発達及び調査研究に関する事業
- (4) 馬事文化の普及に資する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本会の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理等)

第6条 本会の資産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て、会長が別に定める

(基本財産の処分等の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、除外し、又は担保に供してはならない。ただし、本会の目的である事業を遂行するためにやむを得ない理由があるときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受け、その一部を処分し、除外し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第8条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 本会は、事業遂行に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において、運用財産をもって償還する一時借入金の借入れを行うことができる。

2 本会は、事業遂行に要する経費の支弁に充てるため、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受け、基本財産の額を限度として、長期借入金の借入れを行うことができる。

3 本会は、重要な財産を処分し、又は譲り受けようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 10 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(会計の原則)

第 11 条 本会の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 12 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに事業計画書及び収支予算書を会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 13 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に次に掲げる書類を会長が作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

(4) 前 3 号に掲げるものの附属明細書

(5) その他法令等で定められた書類

2 前項により、理事会の承認を受けた書類（第 4 号の書類を除く。）については、評議員会の承認を受けなければならない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 14 条 本会に、評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合は、理事及び監事の構成について規定した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 10 号の規定を準用する。

3 評議員は、会員の中から選任する。

4 評議員は、本会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第 14 条に定める定数に足りなくなる場合

は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 17 条 評議員の報酬は、毎年度総額で 100 万円を超えない範囲で支給することができる。

2 前項に定めるもののほか、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、評議員会で別に定める。

第 5 章 評議員会

(評議員会の構成)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(評議員会の権限)

第 19 条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員の報酬等の額及び支給基準

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 事業計画書及び収支予算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第 21 条第 4 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(評議員会の種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(評議員会の招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長はその請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知を発しなければならない。

4 会長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

(評議員会の定足数)

第 22 条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(評議員会の議長)

第 23 条 評議員会の議長は、その都度、評議員会で互選する。

(評議員会の決議)

第 24 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 長期借入金の借入れ
- (5) その他法令又はこの定款で議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議が必要と定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、役員候補者の合計数が第 26 条第 1 項に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名が記名押印しなければならない。

第 6 章 役員

(役員の数及び種類)

第 26 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4 名以上 6 名以内
- (2) 監事 1 名又は 2 名

2 理事のうち、1 名を会長、1 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 27 条 役員を選任は、評議員会の決議により行う。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、本会の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。

4 役員を選任する場合は、認定法第 5 条第 10 号の定めに従うものとする。

5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合は、速やかに理事会を開催し、新たな会長を選定する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会が定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 4 副会長は、会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合は、評議員会及び理事会の招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 5 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会が定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 6 常務理事は、副会長に事故がある場合又は副会長が欠けた場合は、その職務を代行する。
- 7 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残存任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第 26 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の多数の決議によって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 32 条 役員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に基づき、報酬等を支給することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(理事会の構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の権限)

第 34 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 事業計画書及び収支予算書に関する事項
- (6) 重要な財産の処分及び譲受けに関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(理事会の種類及び開催)

第 35 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 理事会は、定例理事会として毎事業年度 2 回開催するほか、次のいずれかに該当する場合に、臨時理事会として開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があった場合
- (3) 監事から会長に招集の請求があった場合

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の開催日の 1 週間前までに、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

3 前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の請求があった場合、会長はその請求のあった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

4 会長は、役員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(理事会の定足数)

第 37 条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議長)

第 38 条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の決議)

第 39 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長（会長が出席しなかった場合は、出席した理事全員）及び出席した監事が記名押印しなければならない。

第8章 会 員

(会 員)

第41条 本会には、次に掲げる会員を置く。

(1) 正会員

本会、日本中央競馬会及び指定団体（日本中央競馬会健康保険組合、一般財団法人 競馬共助会、公益財団法人 競走馬理化学研究所、中央競馬馬主相互会及び全中央競馬労働組合をいう。以下同じ。）の役職員

(2) 準会員

ア 本会、日本中央競馬会及び指定団体の常勤の顧問、参与又は囑託

イ 20年以上会員であった者であって、引き続き日本中央競馬会の関係団体（本会及び指定団体を除く。）の役職員又は常勤の顧問、参与若しくは囑託であるもの。

2 会員は、本会の目的及び事業の推進に、積極的に協力しなければならない。

3 前2項に定めるほか、会員の資格、権利及び義務等は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、会費の額の変更については、評議員会の決議を要するものとする。

第9章 事務局等

(事務局及び職員)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

2 重要な職員は、理事会の決議に基づき、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第43条 本会は、法令で定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定 款

(2) 認可及び登記に関する書類

(3) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(4) 事業報告及び計算書類等

(5) 監査報告

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(合併等)

第45条 本会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、他の法人法上の法人と合併し、又は他の法人法上の法人に事業の全部若しくは一部を譲渡することができる。

(解散)

第 46 条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 47 条 本会が解散により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる者又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 11 章 公 告

(公告の方法)

第 48 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(運営規則等)

第 49 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 10 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事（会長）	大川 博志
業務執行理事（副会長）	高嶋 民治
業務執行理事（常務理事）	藪 政勝

4 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小西 敏之
坂本 勝也
塩原 圭樹
勝山 智博